

第 19 回東北地域エネルギー・温暖化対策推進会議 議事概要

日時 令和 5 年 11 月 28 日（火）14：00～16：45

場所 TKP ガーデンシティ仙台 ホール 21

※オンライン会議（Webex）

出席者 構成員、オブザーバー

1. 開会、挨拶

2. 国から最近のエネルギー・温暖化対策の動向について報告

資料 2 についての説明が行われた。

【質疑応答】

<構成員>

・ 2030 年度までの再生可能エネルギーの導入目標のなかで、地熱の割合が少ないと思うが今後の開発についてどのように考えているのか。

<回答>

・ 地熱発電は稼働開始に至るまで時間がかかる。段階を踏んで丁寧に進めることも重要である。2030 年までの時間を加味した場合の数値と捉えていただきたい。

・ 地熱発電等進める上でも、地元の方々の理解を得るには長い年月をかけながら丁寧に行っていくことが重要と考える。

<構成員>

・ 燃料等が高騰している中、国からの補助で値段が抑えられているのはわかるが、そこまでの実感がない。補助の見せ方によっては、もっと省エネしたいとする機運が高まるのではないか。是非検討してほしい。

<議長>

・ 多くの補助金が石油・ガス等の値段を維持することに投入されているが、それが当たり前の状況になっている。周知の仕方についてはそれぞれが持ち帰って検討してほしいと考える。

資料 3～3－2 についての説明が行われた。

【質疑応答】

<構成員>

・ 政府実行計画を見ると具体的な内容について書かれているが政府実行計画と、自治体の地球温暖化対策実行計画との関係性について教えてほしい。

<回答>

・政府実行計画は、自治体でいう「事務事業編」のことであり、政府自身が何に取り組んでいくかを示した計画である。一方で、2030年度の目標としている「2013年度比温室効果ガス排出46%削減」を国全体で行っていくという計画は地球温暖化対策計画で、自治体でいう「区域施策編」にあたる。

<構成員>

・洋上風力の発電事業において、山形県は有望な地域であるとされるが、実際反対運動もおきている。理由は様々あるが、健康被害やエネルギーの植民地化が起きるのではないかという声もある。脱炭素は地域課題と同時に取り組むことが重要であると考え、地域の理解を得るためにはどのようにしていったらよいか。

<回答>

・健康被害やエネルギーの植民地化のように質の異なることが混在して反対運動がおきているということもある。地域への裨益を実現することによって受容性が高まるとも感じている。そのためには地域の課題を特定しそれに再エネがいかにかに寄与するかというアプローチが重要。

・地域の事業者も参画し、地域への裨益を計画に入れ、事業者が地域に入り丁寧に説明をしながら進めていくことが重要だと感じている。

3. 構成機関からの情報提供

資料4～5－2についての説明

【質疑応答】

<構成員>

・消費期限の設定を改善する取組や、形が悪くて商品にならない農産物等を無駄に廃棄されない仕組みづくりが必要と感じている。

<回答>

・食品ロスの削減は重要と考える。「てまえどり」等の取組や形の悪いものでも消費者が手に取りたくなるような仕組み・情報発信が大切になってくると思う。

<構成員>

・省エネ性能表示制度は既存の住宅も対象なのか。また、第三者評価マークは任意で表示できるとあるが、どういうことなのか。

<回答>

・既存建築物については表示を促進するが、勧告等の措置は対象にはしないとしている。また、第三者評価マークについては、自己評価した場合も表示はできるが、表示の仕方が異なる。「第三者評価」と表示するか「自己評価」と表示するかの違いである。

資料6～資料11-4

【質疑応答】

<構成員>

・内陸部にとって、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度は有効では無いかと思う。メリットにはどのようなものがあるのか。

<回答>

・建築士による再エネ導入効果の説明義務や建築主による再エネ利用設備設置の努力義務等を課し、それらを通じて再生可能エネルギー設置を促進することをねらいとするものである。補助金等は現段階で決まったものはないが、他省庁の補助金と組み合わせる再生可能エネルギー設置を促進するやり方も考えられる。

<構成員>

・環境省の地球温暖化対策推進法でも促進区域があるが、違いはどのようなところか。わかりにくいので情報発信する際は整理してほしい。

<回答>

・国交省の事業は、建築物への再エネ利用設備の導入促進のため、改正建築物省エネ法により制度を創設したもの。環境省の促進区域は、改正地球温暖化対策推進法によるものであり、再エネ導入拡大に向け、再エネ事業の適地を見える化し、円滑な地域合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組み。

<構成員>

・青森県で宅配ボックスのモニターをしているとのことだが、今後の取組の参考にしたいので、取組の結果が出たら情報共有していただきたい。

<回答>

・再配達を減らすための取組として、配達業者と会議体を立ち上げ検討した。宅配ボックスのモニターについては、本県での宅配ボックスの普及に向け、課題等を抽出するために実施している。市販の宅配ボックスに加え、リンゴ箱をアップサイクルした本県独自の特色ある宅配ボックスを制作し、モニターを募集したところ、予定人数を大きく上回る応募があった。

<構成員>

・脱炭素化推進事業債が令和5年に創設されたが、事業期間が令和7年度までとなり期間が短いのではないか。また、ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業において、都道府県・指定都市、中核市及び施行時特例市は対象外となっているので対象としてほしい。

<回答>

・予算要求の状況にもよるが都道府県・指定都市、中核市及び施行時特例市等をすぐに対象に加えることは難しいと考えている。一方で、事業債の活用については取り組んでいる自治体も増加傾向である。取組全体として、財政支援をどうしていくかについて本省とともに今後も検討していかなくてはならないと考える。

4. 講評

【議長】

・全体の取組を通して、インセンティブが重要であるということが本日の会議でも多く挙げられていたように感じる。2030年に向け温室効果ガスを大幅に削減しなくてはならない中、その取組には多くの資金が必要となる。ただ、この取組により今後の光熱費等が削減できる可能性があり、消費者にとってはこれが何よりのインセンティブになると考える。一連の取組等についてしっかりと消費者へ伝えていくことが今後重要になってくると考える。

5. 閉会、挨拶

以上
文責 事務局